

市民主体による 自主自立のまちづくり

第1回

岩見沢市 まちづくり 基本条例

市民

議会

市長等

4月1日に施行となった岩見沢市まちづくり基本条例。

この条例は、まちづくりを進めていく上で、基本となる考え方やまちづくりの担い手となる市民・議会・市長等の役割などを定めたものです。条例の概要は、広報いわみざわ2月号でお知らせしましたが、市民の皆さんにこの条例をもっと知ってもらうため、今月号から数回にわたって条例の内容を紹介します。

まちづくり基本条例の考え方



Q 今まで、まちづくりに参加してきたつもりだけど…



A

これまでも、市民の皆さんの協力を得て、まちづくりを進めてきましたが、地方分権が進み、市を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、今まで以上に、市民の皆さんや議会、市長等の役割や責任を互いに理解し、まちづくりに取り組むことが大切になってきます。それを条例として明文化し、共通の認識を持つという意味合いがあるんです。

Q

市民の役割を定めただけで、私たちは何かしなければならぬの？



A

まちづくりの基本的なルールとして、この条例ができたことで、まちのことをみんなで考え、まちづくりに関する活動や市政にもっと参加しやすくなりました。何かしなければならぬという事ではなく、これからも、できる範囲で活動や参加をしましょう。それぞれの立場で、役割に応じて持てる力を発揮し、互いを尊重し、自分たちの責任で活動することが、市民の皆さん主体の自主自立のまちづくりにつながります。



岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会の委員を募集

市民が主役のまちづくりを実現するために制定した「まちづくり基本条例」の基本的事項(情報共有、参加、協働)に意見などを述べていただく委員を募集します。

委員の任期 委嘱の日から3年間

応募資格 市内に住所を有しているか、市内に在勤または在学しており、平日の午後開催予定の会議に出席できる方

募集人数 2人以内(応募者多数の場合、作文などを参考に選考)

応募方法 6月5日(金)までに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、これからのまちづくりをテーマとした作文を添えて、ファックス、Eメール、直接持参または郵送(必着)

応募用紙および作文用紙は、市役所本庁市民連携室、北村・栗沢両支所で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

報酬等 規定に基づき、報酬と交通費を支給

募集期間 5月1日(金)から6月5日(金)まで

結果通知 応募者全員に通知

応募・問合せ先 ☎ 068 - 8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市総務部市民連携室

FAX 23局 9977 ✉ renkei@i-hamanasu.jp

問合せ先 市民連携室